

第6回屋台との共生のあり方研究会

平成24年2月17日（金）

【鳥越会長】 1時になりましたので、開会させていただきます。

皆さん、お寒い中どうも。福岡は寒いですね。女房に電話しましたら、東京は今日はあったかいよと言っていたんですが、福岡は今日は朝から雪が舞ってしまして、やはり日本海側だなと思いました。

予定では残すところあと2回と、今日は最後から数えて2回目となっております。

最初に、事務局から連絡事項があるということですので、お願いします。

【事務局（臼井）】 それでは第6回研究会の開会に先立ちまして、事務局からご連絡申し上げます。私、福岡市総務企画局企画調整部企画課長の臼井でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙中にもかかわらず、第6回屋台との共生のあり方研究会にご出席いただきまことにありがとうございます。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。会議資料といたしまして議事次第、委員名簿、配席図、第6回研究会資料、食品衛生上の取り扱いについての参考資料、A3の取り組みの実施状況に第5回までの主なご意見を記載したもの、取りまとめイメージの鳥越会長の案、宮本委員提出資料をお配りしております。なお、名簿につきまして、西川委員が福岡商工会議所女性会副会長と記載されておりますけれども、昨年11月から会長になられたということで、おわびして訂正させていただきたいと思います。また、委員の方々には、これまで配付した第1回から第5回までの資料をまとめたファイルを机上に置いておりますので、議論のご参考にしてください。こちらは随時追加してまいりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

また、今回の会議につきましても、報道関係の皆様や傍聴される皆様に公開するとともに、動画を撮影し、配信を行っているところでございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に注意事項でございます。報道関係の皆様及び傍聴される皆様には、当研究会の円滑な議事進行にご理解とご協力をお願いいたします。カメラ等の撮影、取材は、委員の皆様の自由な発言、議論の妨げとならないよう、十分ご配慮をお願いいたします。また、傍聴者の皆様には注意事項をお渡ししております。傍聴席からの発言や拍手等はできません。

注意事項を守られない場合は退席していただきますので、どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

それでは、初めにお手元の委員名簿と座席表をごらんください。今回ご欠席の委員は、石森委員、進藤委員、宮本委員でございます。

それでは、これより会議の進行は鳥越会長にお願いいたします。

【鳥越会長】 どうもありがとうございました。今回が最後から2回目ということです。5回、いろいろ議論をしまいいりまして、そろそろまとめに入っていけないといけないかなということで、ざっとこれまでのことを振り返ってみたいと思います。

第5回研究会では、二つの大きな考え方が出てきたように思います。

一つは、屋台のマイナス面といいましょうか、否定的な面の解消ということです。屋台を営業されている業者の方々、それから屋台に対して指導を行ってきた行政に対する不信感がどうしても残っているということで、何人かの委員から、この不信感を払拭していく努力が必要ではないかということが出されたと思います。

もう一つ、この不信感を払拭することを前提にしての話ですけれども、今後の屋台のあり方としては、屋台のプラス面もあるんじゃないか、そのプラス面をどう活用していくのかという話も当然出てきたわけです。これまでの行政の中で、一つのルールとして原則一代限りということがうたわれておりますけれども、不信感を払拭することを前提とした上で、原則一代限りというものを今後どのような制度としていくのか、維持していくのかどうかがあると思います。

今日を入れて残りあと2回ですので、こういったことを皆さん頭に入れ、課題を解決していく上で、どういうふうに取り組んでいったらいいかという考え方の大筋を、事務局の臼井さんからご説明いただき、今後の屋台のあり方の論点整理についてもご説明をお願いしたいと思います。

今日の流れとしては、それを事務局から説明してもらうのと同時に、次回に基本的な提言書をまとめたいわけですが、これまでの議論をざっと整理いたしまして、全体のまとめのイメージを私なりに考え、それを図にしたものを事務局につくっていただいておりますので、最後に、それを私のほうから説明させていただきたいと思います。

それでは議事に入っていこうと思います。まずは、不信感の払拭のための課題の解決のために、どういう取り組みをしていったらいいのかのポイントの説明を臼井さんからお願いいたします。

【事務局（臼井）】 それでは事務局から説明させていただきます。屋台との共生のあり方研究会資料（第6回）をごらんください。なお、スクリーンにも映しておりますので、そちらもごらんください。

本日のご説明内容は2ページに記載のとおりでございます。まず、これまでの行政としての反省点を踏まえて、今お話をいただいた課題の解決に向けた取り組みの議論につきまして、ご説明させていただきたいと思います。また、屋台の今後のあり方についての考え方について、これはルール遵守を前提とした議論になるかと思いますが、論点整理をしておりますので、それについてご説明をさせていただきます。

それでは3ページをごらんください。まずは前回いただいた不信感の払拭についてのご議論を受け、市として行政や屋台営業者の取り組みの方向性についてまとめております。

4ページをごらんください。まず、これまでの市役所としての反省点の総括を、大きく四つに分けてしております。

これまで、生活の糧としての屋台への対応という考えから、営業者、業界の自主性を尊重するという基本的なスタンスをとってきたこと。

市役所内の関係部局がそれぞれの所管業務の観点からばらばらに対応していたため、横断的・全庁的な対応をとってこなかったこと。また、それを定期的に検証するというフォローアップを行ってこなかったこと。

指導要綱に基づく指導を行うのに十分な人員体制をとれなかったため、指導やチェックを十分に行うことができなかったこと。

最後に、市役所が住民と屋台営業者の間に入る形で調整を行ってきたことから、住民、屋台営業者、行政が直接共通の場で意見交換を行う機会がなかったこと。この4点をこれまでの大きな総括的な反省点として考えております。

次のページをごらんください。以上の総括的な反省点を踏まえ、また、これまでの研究会での議論を整理いたしまして、次の四つの論点に整理して今後の取り組みの方向性についてご説明させていただきます。

まず、屋台の再配置については、今、150軒に対して、残る3地区の30軒が再配置対象となっておりますので、その解決に向けた取り組み。

屋台のルール遵守ということで、徹底指導など営業の適正化に向けた取り組み。

屋台の金銭的負担ということで、営業者の負担の適正化に向けた取り組み。

優良屋台制度・屋台に対する評価ということで、施策の実施に向けた取り組み。

最後に、この取り組みをまとめてご説明いたしたいと思います。

それでは6ページをごらんください。まず、再配置については、これまで歩行者の通行障害となっている屋台の再配置に取り組んできたものの、150軒のうち約20%に当たる30軒（長浜地区、冷泉地区、須崎地区の3地区）が未完了となっております。その3地区の過去の経緯はここに記載しているとおりでございます。

7ページをごらんください。未完了30軒への対応についてでございます。

まず、営業者が現在地近くでの再配置を希望してきたが、屋台の再配置先の地元住民などから、ルール遵守状況も含め、屋台に対する根強い反対があり、再配置の確保が困難であったことが課題としてあります。これからの取り組みの方向性としてしましては、営業者及び行政がルール遵守に向けた十分な取り組みを行い、周辺住民の理解を得られることを前提としてしまして、観光資源など屋台の効用を生かす一定の地区、場所への移転等の検討を進めるということがございます。

もう一つの課題としてしまして、これまで再配置に当たって、市が住民、屋台営業者それぞれから別々に意見を聞いており、直接対話がなされてこなかったことがございます。これからの取り組みの方向性としてしましては、行政、屋台営業者、地域住民の取り組みとして、残る3地区それぞれでの対応が必要であり、地域住民、屋台営業者、行政が直接対話できる場として、地域との共生協議会（仮）のようなものを設けることを考えております。

続いて8ページをごらんください。こちらは屋台のルール遵守のうち、道路・公園上におけるルール遵守についてでございます。これまでの取り組みとしてしましては、屋台指導として、博多区、中央区に嘱託の屋台指導員各2名を配置して、巡回指導を実施してまいりました。1軒当たりの頻度としてしましては、博多区が月に3回程度、中央区が月五、六回程度でございます。また、国や警察と合同で、博多区、中央区それぞれ年4回ずつ巡回指導をしてまいりました。これは平成22年度より倍増しております。

その他、許可更新手続としてしまして、一定期間ごとに許可更新の手続が必要になるような制度にしておりました。道路占用許可であったら4カ月に1回、公園内行為許可であったら3カ月に1回の更新が必要となります。

また、講習会の実施としてしまして、年1回、屋台営業者全員を集めた講習会を実施しております。今年は先週の8日に開催いたしました。その中で、現在、研究会も含め、住民の方々から厳しいご意見が出ており、営業者の方に危機感を持っていただくようなご説

明をするとともに、研究会の委員でもございますニック・サーズ委員を講師としてお招きし、講演いただいたところでございます。

ルール遵守に関する課題といたしまして、屋台営業が長い間生活の糧となっていることを勘案し、営業者の自主的なルール遵守を求める指導を実施してきたこと、また、市民に危険が及ぶ等重大な違反がない限り、許可取り消しや更新を認めないという強制的な方法をとってこなかったことがございます。これからの取り組みの方向性として、屋台が道路や公園などの公共の場を使用していることを再認識いたしまして、ルールを守らない違反屋台の指導強化、また、そのための人員増員や警察との連携強化をさらに進めていきたいと考えております。

9 ページをごらんください。ルール遵守に関するもう一つの課題といたしまして、これまで屋台指導要綱に基づいて指導を実施してまいりましたが、市としてさらなる適正化に取り組んでいくためには、指導の根拠をより明確化することが考えられるところでございます。また、今後の屋台と福岡のまちの共生を考えるに当たっては、公共の場を使っていることに対する屋台営業者、行政、お客さんである利用者等の責務を明らかにする必要もあるのではないかと考えております。もう一方の話として、屋台の規格——大きさや営業の開始時間などの基準についても議論があるところでございます。これからの取り組みの方向性として、例えば屋台営業の適正化のため、条例の制定等によるルールのさらなる明確化、また屋台が公共の場を使用していることに伴う、屋台営業者や行政の責務をそこに規定することが考えられます。さらに規格や営業時間の議論につきまして、関係機関との協議も行いながら、規格等の見直しの必要性も含めた検討が必要になるものと考えております。

続いて10 ページをごらんください。同じく道路や公園上の屋台に関するルール遵守の課題でございまして、これまで名義貸しやいわゆる雇われ店長の実態把握が十分にできておらず、ルール周知も十分にできてこなかったという課題がございます。今後の方向性として、まず許可時における営業者の実態把握をした上で、許可を受けた者が営業するような制度を検討していくことが必要と考えております。さらに、許可を受けた者だけでなく全従業員の方に対して、そして、地域ごとにそれぞれ課題が異なることから地域ごとに、講習会を実施することも考えております。

ここまでは主に行政の取り組みでございましたけれども、次は屋台営業者に求めることが必要ではないかと考えられる事項でございます。課題4をごらんください。屋台営業者

の自主的なルール遵守を求めてきたが、屋台営業者の意識や自主的な取り組みが十分ではなかったという課題が考えられるところでございます。これからの屋台営業者の取り組みの方向性として、営業者自身が公共の場を使っていることをしっかりと自覚し、全屋台営業者がルール遵守や地域貢献のための取り組みを行うことを宣言してはどうか。また、屋台営業者がルール遵守及び地域貢献に向けた具体策を自主的に作成し、一定期間後に取り組みができたかの検証をしてはどうか。また、これまで営業者が地元住民の考えを十分に聞く場がなかったのではないかとことから、住民、営業者、行政の直接対話の場に営業者も参加してはどうか。最後に、屋台組合による自主的な指導も必要と考えられ、屋台組合の体制強化が必要なのではないか。その方法として、例えば条例等による組合の位置づけを明確化していくことも考えられるかと思っております。

続いて11ページをごらんください。ここまでは道路や公園上のルールでございましたが、ここからは食品衛生に関するルールについてご説明させていただきます。本日はご欠席されておりますけれども、前回の宮本委員からの基準へのご指摘について、食品衛生関係の部分を集めて別添の参考資料を作成しております。詳細についてはそちらをごらんいただければと思います。

概要といたしましては、食品衛生法に基づく施設の基準として、屋台はその特殊性から固定店舗とは異なる基準を適用し、そのため生ものの提供禁止の条件を付加してきたこと。屋台に対しての指導といたしましては、固定店舗と同様の管理・運営基準に加えまして、許可条件として生ものの提供禁止の遵守状況も追加的に確認しているところでございます。また、屋台は重点的な監視・指導の対象とし、監視頻度も固定店舗と比較して高いところでございます。さらに、生ものの提供等、食品衛生に関する重大な違反に対しては、これまでも文書指導や処分を行ってきたところでございます。平成22年度の実績といたしまして、監視延べ件数は386件、口頭指導は125件、文書指導は3件でございます。また、平成10年度には処分を行っているんですが、平成11年度以降は処分の事例はなく、また、食中毒の発生を理由とした処分案件もないところでございます。

上記につきまして、宮本委員には事前にご説明をいたしまして、別添の委員提出資料のとおり、屋台組合の再編、自主的なルールの整備、指導体制の強化が重要であるとのご意見をいただいているところでございます。

ここでの課題といたしましては、これまでも重点的な監視対象として指導や処分を行ってききましたが、アンケート調査等では衛生面の課題を感じる市民が多く、今後も引き続き

食品の安全性確保のために取り組んでいく必要があるものと考えております。一方、いまだに生もの提供に関する通報や苦情が寄せられるなど、屋台営業者自身の意識改善が必要であるとも考えております。

これからの取り組みの方向性として、主に屋台営業者については、屋台営業者による、食品衛生協会が実施する食品衛生指導員の増員を行ってはどうか。屋台組合による苦情対応のため、現在、屋台110番が設置されておりますけれども、これと保健所の連携を行ってはどうか。また、食品衛生指導員の指導結果を食品衛生協会や福岡市のホームページで公表してはどうか、などが考えられるところでございます。もちろん、これらの取り組みに対しては、屋台営業者だけではなく、行政もサポートをしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、12ページをごらんください。こちらはルール遵守の中の環境整備でございます。現在、上下水道やトイレの整備は屋台営業者の努力義務としているところでございますが、アンケート結果などでもわかるとおり、不適切な排水を行うなど、屋台営業者による公共の場の適切な使用が行われてこなかったのではないかと課題がございします。

これからの取り組みの方向性として、屋台営業者が公共の場を利用していることを踏まえ、排水等の適切な処理や清掃を実施してはどうか。また、トイレについて、清掃を行うことなどを条件に、屋台が協力店舗の確保をしっかりと行っていつてはどうか。さらに、上下水道・トイレの整備や管理のための屋台営業者の自主的な取り組みを実施してはどうか、などを考えているところでございます。

また、課題7として、これまで行政として市は屋台のために環境整備を行うという考え方はとってこなかったというところがございます。また、屋台指導要綱に基づく上下水道やトイレの整備の努力義務について、指導を十分に行ってこなかったというところもございます。これからの取り組みの方向性として、屋台に一定の公益性が認められることを前提として、営業者に応分の負担を求めた上で、市による環境整備も検討してはどうか。また、市による公共の場の適切な使用の指導を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

続いて13ページをごらんください。屋台の金銭的な負担でございます。これまでの取り組みとして、屋台の占用料として周辺地価（固定資産税評価額）を踏まえ、その土地の賃貸を想定した額を徴収してまいりました。課題として、現在は法令等の根拠に基づき、周辺地価や他の占用物等を踏まえた妥当な料金の設定を行っており

ますが、ただ、市道の占用料が国道や公園など他の料金として比較して低い、約半分であるという実態がございます。このことを踏まえ、市道占用料など、屋台営業者の負担の適正化に向けて、負担額の見直し・調整を行っていくことを考えております。

また、課題２といたしまして、実態として屋台の規格が現在８平米、 2.5×3 メートルを超えている場合がほとんどで、その実態と占用料の額が合っていないのではないかとという課題がございます。これにつきましても、屋台の占用面積などの実態と負担額の乖離を埋める方法を考えてまいりたいと思っております。

続いて１４ページをごらんください。ここまではどちらかというとマイナス面に対する規制という観点でございましたが、ここはルールを守っている屋台を評価するという視点も必要ではないかというところでございます。これまでの取り組みといたしまして、前回平成８年の屋台問題研究会でも優良屋台制度の提言がされたところでございますが、これの実施に向けた調整を行ったものの、調整がつかず実施には至らなかったところがございます。

ここでの課題といたしましては、屋台の指導徹底といった規制の観点だけではなくて、ルールを守っている屋台、いわゆる模範屋台を評価するような制度も必要ではないかと考えております。そこでこれからの取り組みの方向性として、ルール・マナーを守っている模範屋台を指定する制度を導入することを検討したいと考えております。また、これまで市として屋台に対して、主に規制の観点から取り組んでまいりましたが、屋台の効用を分析し、効用を高める施策を実施していくという、屋台に対する評価を加えるような観点も必要ではないかと考えております。

そこで、これからの取り組みの方向性としては、市として、これまでご議論いただいているような経済効果、PR効果、にぎわい創出といった屋台の効用の分析を行い、効用を高めるための施策を検討していきたいと考えております。

以上が、それぞれの論点に対するこれまでの取り組みとそれにまつわる課題、そして今後の方向性でございまして、それをまとめたものが１５ページでございます。こちらでは、これまでの論点に加え、（５）体制で、これまで所幹部局が縦割りであればらに対応していたという反省も踏まえまして、まずはそういったところを強化していく宣言や、対策本部のような形での体制の構築、長期的には屋台に関する部署の設置も検討の必要があるかと考えております。これらのうち、可能なものについては市として直ちにに取り組んでまいりまして、また、条例制定等のルールの明確化の検討や専門部署の設置等、一定の時間を要

するようなものについても、早急に検討に着手したいと考えております。また、屋台営業者としても、ルール遵守や地域貢献のための取り組みを行うことを宣言し、一定期間後に遵守状況の検証を行うことが求められているのではないかと考えております。こういったルールがしっかり遵守できていることを前提に、今後の屋台との共生に向かっていけないのではないかと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【鳥越会長】 ありがとうございました。これまで5回行ってきた研究会の議論を踏まえて、これまでの取り組みの反省点と其中で浮かび上がってきた課題、そして今後はどうしたらいいかということで、もちろんこれが抜け落ちているというような話もあるかもしれないけれども、かなり綿密に、とりあえず総括的に報告していただきました。

今後は行政、屋台の営業者がここに述べられているような覚悟を持ってしっかり臨んでいくぞということを説明されたのだと私は受けとめました。これまで指導要綱などをつくりながら、それがないがしろにされてきて、それと同じようなことが起こらないようにしっかり取り組んでいってほしいと思います。とりあえず、ここで私の口から改めて、屋台営業者の方と行政のほうに覚悟のほどを確認しておきたいんですけども。

今、臼井課長のほうから幾つか論点が報告されました。覚悟のほどはよろしいですか。

【安野委員】 はい。

【鳥越会長】 大丈夫でしょうか。

【澤野委員】 大丈夫です。

【鳥越会長】 行政のほうもこれまで反省点がいろいろとありました。ばらばらにやっていたという自省の弁もありましたけれども、大丈夫ですか。

【山崎副市長】 はい。今、鳥越会長からご指摘がございましたとおり、この研究会で5回にわたりまして課題を指摘していただきました。これを今ご説明したような形で整理いたしました。私どもといたしましても、平成12年に屋台指導要綱をつくって以来、10年間、十分に対応できていなかった点が多々あることを真摯に反省いたしまして、直ちにできることは直ちに対応したいと考えてございます。もう少し時間をかけて地域の皆様方、営業者の方々とお話し合いをしなければいけない課題については、もう少しお時間をちょうだいいたしまして対応していきたいと考えてございます。

具体的には、繰り返しになりますが、15ページにありますように、提言を受けとめさせていただきました後、ぜひ高島市長よりこの取り組みの強化に関する宣言をしたいと考

えてございます。それを受け、ここでは仮称ということでございますが、総合的な体制をとるために屋台共生対策本部というようなものも庁内に作り、これまで縦割りであった取り組みを全庁的な取り組みとし、地域住民の方々のご意見も受けとめ、かつ、自主的な努力もされると今組合の方々もおっしゃいましたので、そちらとも連携しながら新しい体制をつくっていくという覚悟と決意を持って取り組んでいきたいと考えている次第でございます。

【鳥越会長】 私からの確認ですけれども、ということは、これまで存在している屋台指導要綱は一たんゼロに戻して、新しくつくるということでよろしいのでしょうか。

【山崎副市長】 ゼロというよりも、これは10年間の蓄積の成果ですので。

【鳥越会長】 ゼロという表現はおかしいんですけれども、これは一応ここで終わりで、どういう名称になるかわかりませんが、またこれから屋台に関する取り決めが新しくつくられると考えてよろしいですね。

【山崎副市長】 条例をつくったらどうかというご指摘もございましたので、今、会長がおっしゃったとおり、新しい仕組みをつくっていくという意味で、条例制定も含めて考えていくということでよろしいと思います。

【鳥越会長】 わかりました。皆さん、それにはおそらくご異論はないと思います。

それでは、今後のあり方に向けて論点を整理してもらいたいと思います。前回までに確認したとおり、屋台の適正化に向けた取り組みを前提として、原則一代限りも含めて今後のあり方について議論をしていきたいんですけれども、その議論に入る前に論点の整理ということで、私たちの議論の役に立つように、こういうことがあるよということをもう一回整理して、ご面倒ですけれども、臼井さんのほうからひとつわかりやすくお願いしたいと思います。

【事務局（臼井）】 それでは続きまして、事務局からご説明をさせていただきます。16ページをごらんください。今ございましたような課題の解決を前提とした議論ではございますけれども、今後の屋台のあり方についての考え方の論点整理を行ったものをご説明いたします。

17ページをごらんください。こちらは前回第5回研究会で鳥越会長から示され、研究会において確認された議論の流れでございます。最後の「論点」につきまして、研究会でのご議論を踏まえ、論点整理したものをお示しいたします。もちろんこの論点の前提として、これまでの課題の解決が必要となるものと考えております。なお、この論点整理につ

きましては、こういう方針というよりも、あくまで研究会における議論を踏まえて論点整理をしたものということでご理解をいただけたらと考えております。

それでは18ページをごらんください。前回、原則一代限りの見直しと新規参入という論点が生じたところでございます。まず、基本的な考え方といたしまして、現在の営業者が後継者を自由に指定するような制度は、公平性の観点や権利金等の問題が懸念されることから、一般的な制度として適当ではないのではないかと考えており、新たな許可を認める場合でも、例えば公募等により公平に行うことが適当なのではないかと考えられます。

そこで、パターン①とパターン②に分けております。パターン①の場合、原則一代限りの見直しの考え方といたしまして、現在営業している屋台が廃業したら、例えば公募等によりその場所の新たな許可者を指定するというものです。許可申請を行うことによって新たな許可を認めるということが考えられるところでございます。

また、パターン②の新規参入の場合、現在、屋台営業者はいないけれども、例えば観光に資する地区や、にぎわいを創出すべき地区として市が指定する地区内の場所において、同様に公募等により、その場所での屋台営業許可を認めるというものでございます。

続きまして、19ページをごらんください。屋台は福岡市内の町じゅうどこでもあってもいいというのではなく、観光資源やコミュニケーションの場、にぎわい創出など、屋台がいわゆる都市の装置として役割を果たせるような場所にあることが必要であると考えております。そのため、屋台営業ができる一定の地区や場所の指定、環境整備が考えられるところでございます。考え方といたしましては、周辺住民の理解を前提といたしまして、屋台の効用を生かせる地区や場所（道路や公園、その他公共施設用地等）を市として指定することも考えられるかと思えます。場所の考え方といたしましては、もちろん再配置対象屋台は除きますけれども、現在屋台がある場所や、また屋台の効用を生かせる場所が考えられるところでございます。

次のページは、現在屋台が存在する場所をお示ししている地図でございます。再配置対象の部分については、路幅が確保できていないことから、ここに許可を認めると、通行阻害という問題が発生するところでございますけれども、ほかの地区については、そういった検討もなされ得るだろうと考えております。20ページは同じく、博多区での屋台のある場所をお示ししております。

最後に21ページは、公益性の担保の方法についてでございます。これまで屋台は、過去から長い間営業してきた営業者の生活の糧として、社会慣習の中で認めてきたところで

ございます。しかし、今後、公共の場における新たな許可を認めるのであれば、屋台に一定の公益性が認められる必要があるものと考えております。この研究会におきましても、屋台は単に観光資源としての意義や経済効果があるだけではなく、まちのにぎわいや交流の場の創出、また、市の広告効果などのアピール効果の観点から、いわば都市の装置として、福岡市の都市の魅力向上に寄与しているとの議論がなされているところでございます。これらのことも勘案し、屋台が公有地にあるだけの一定の公益性を有するのであれば、福岡市においてそういったものを、例えば条例の制定等により明確に位置づけることも考えられるところでございます。

ここで重要なのが、下のイメージにあるように、これによって屋台に対して何もせずに公益性が認められるのではなく、そういった位置づけを行うことによって、屋台にも公益性に資するような取り組みを行う責務、例えば地域清掃やトイレ清掃、ルールの遵守、また、観光資源として協力するという責務が発生するということでございます。そして、屋台自身も、行政も、それらを踏まえながら、公共の場を使用している自覚を持って取り組まなければならないと考えております。

今後のあり方についての論点整理は以上でございます。

【鳥越会長】 ありがとうございます。これから皆さんのご意見を伺っていきたいと思います。今、事務局から今後の取り組みという点で幾つか論点が提示されましたけれども、これだけでなく結構です。

その前に一つだけ、私が疑問というか、どうするのかなと思ったのは、最初の原則一代限りの見直しのところの絵では、屋台が廃業になって許可申請する、そして公募と書いてありますよね。それで何人か申請があった場合、どこが審査していくのか、事務局としては一応念頭にはあるのかということです。保健所の衛生上のものはもちろん別にあると思うんですけども、つまりはここで議論しているような屋台のいろいろな意味も含めて、だれが審査して決めていくんでしょうか。

【事務局（臼井）】 こちらにつきましては、論点整理の段階ではございますので、具体的にどこがということはございませんけれども、ただ、一般的に審査の基準といたしまして、公平性の担保やルールを守っているかどうか、利用者の観点などの検討の必要があるかと考えております。

【鳥越会長】 僕が聞きたいのは、だれが審査するのかということです。つまり、役所が審査するのか、それとも第三者機関みたいなものが審査するのか、それで随分違います

よね。おそらくこれまでは、役所に申請して、役所が許可するという形でしょうけれども、これまで議論してきた屋台の公益性とかいろいろな問題点を考えると、役所だけに任せられないなという気も若干するんですが、その辺どうですか。

まあ、その答えは結構です。それも含めて皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。今、臼井さんのほうから挙げられました論点、それから時間はまだありますので、さかのぼって、これまでの反省点や、これは落ちているんじゃないかということも含めてで結構です、自由に議論をしたいと思いますので発言してください。手を挙げてどうぞ。

どうぞ福山さん。

【福山委員】 ただいまご報告を受けた立派な報告書ができているんですが、ただ、この報告書も、それから考え方も、現在の屋台があるという前提、現在をそのまま継続するという前提で原案が練られていると思うんです。しかし、この屋台制度、平成11年にできたときには、原則なくなるという前提で、一代限りということでした。なぜなら、付近の住民、地域の人は、これをなくしてもらおうんだという淡い期待があったからです。

この委員会としては、経済効果がある、観光にも寄与しているから、屋台を継続していいんじゃないかということになるのであれば、屋台村をつくってくれという意見を、その後私はいろいろなところから言われています。道路のあちこちに点在して使うのは非常に困りますということです。この前、インとアウトと言いましたね。大体道路で認めておれば、上水道からのインの問題は解決できるかもわからんけど、排泄のアウトの問題は解決できません。これにはどこのトイレを借りるとか書いてあるけれど、実際問題、これはできません。

だから、市がこういう設備が整った観光目的の屋台村をぴしゃっと整備してください。行政がこういうふうになんとか金を使っていろいろなことを整備するぐらいだったら、むしろ屋台村を1年か2年がかりでつくって、今の屋台制度は1年か2年で廃止していただきたい。だから、原則一代限りもない、今の屋台はみんなチャラにさせていただき、そして新しい福岡の顔として観光向けの屋台村をつくってほしいんです。そういう意見が、あちこちから耳に入るんです。

「あなたは認めたのか」と言われますが、認めたわけじゃないんだけど、ただ、観光や経済効果を見れば、やはり屋台は福岡に必要だろうと思います。だから、そのためにどうするかです。屋台村には公有地を使うのか、民有地を使うのか、それは今からの検討課題でしょうけれども、とにかく現在の屋台の延長線上ではないんじゃないかと思います。

もともと、平成11年にできたときには、屋台の方々の生活権を保障するということがしたが、あれから10年、長い方は30年やっていらっしゃいます。大企業だっていつリストラになって会社がつぶれるかわからんのに、10年もやってきたなら、このあたりで今のような屋台制度は変えてもいいんじゃないかと思います。そして、新しく観光の目玉になるような、ほんとうに有能な方を公募して、その方たちに屋台をやってもらうんです。今の屋台の方じゃなくても、とにかく新しい方に応募してほしいと思います。

そういう意見をまとめて、ぜひ鳥越会長にレポートを出してくれと私に要望があります。私も、まとめてはおるんですけども、ただ、基本的に今の延長線上での考え方では非常に難点がある、地域では受け入れがたいという意見があるということだけは理解していたきたいんです。

以上です。

【鳥越会長】 わかりました。かなり極論ですけども、屋台村をつくるという具体的なご提案ですよ。それは議論の一つとしてお聞きしておきます。

ほかにありませんか。どうぞ。

【中原委員】 一代限りの見直しというのは、前回決まったように思っております。この委員会の中でも話が出たんですけど、道路交通法の中で屋台が公道を使用するということはクリアできるのでしょうか。というのが、その話がここに出ておりませんので。一番大事なことじゃなかろうかと思っております。

道路交通法の中では、道路は人や車が通行するためのものであり、商売をする場所じゃないと私は理解しております。今までの流れとしては、屋台はある意味グレーゾーンではなかったのかなと思っております。こうして新しい条例をつくる中でこれをクリアできるのかどうか、要するに特区申請かなんかされるのかなということを質問させていただきたいんですが。

【鳥越会長】 どういうことですか。

【中原委員】 要するに、その条例をつくるために、特別区として国に申請なされるのかなと。道路交通法では、基本的には商売をしてはいけないわけでしょう。それができるのかなという質問をさせていただきたいと思います。

今、屋台村をつくってという話も出ました。しかし、全国でこういう屋台形態があるのは福岡だけで、これは福岡の大きな観光資源だという話がずっと積み重ねてこられて、屋台村をすればという話も今出ましたけれど、そうじゃなくて、今のままの屋台を歩道上で

残すのであれば、道路使用許可は県警ですけど、そういうものも全部クリアできるのかを質問させていただきます。

以上です。

【鳥越会長】 ありがとうございました。道路使用許可という点のご意見だったと思いますが、ほかにありませんか。

【西川委員】 一代限りというお話が出ていましたけれども、今、福山さんも言われたみたいに、10年前の地域の人の譲歩案だったわけです。将来はなくなるんじゃないかと。そして、原則一代を見直し、公有地を使う場合、今、鳥越さんも言われたみたいに、だれが責任を持ってその人を選ぶんですかとお尋ねしたいですね。

プライベートにすれば、そこには権利金とかが発生するわけですよ。ですから、新しく公募するとか言われていましたけれども、だれがそれを責任を持って最後まで見るんですか。福岡市議会では、今、党派を超えて自民党や民主党のいろいろな方がいろいろな意見を言われています。それで例えば条例をつくったとして、実際にだれが責任をとるんですか。民有地だったら一代限りはなくなってもいいと思うんですけど、公有地である場合、だれが最終責任を持つんですか。済みませんけれども、経済局の局長さんたちは2年ぐらいで転勤されますが、私たち地元の間人はずっと住んでおります。鳥越さんも東京に帰られます。だれが責任を持つんですかとお尋ねしたいです。

【鳥越会長】 東京に帰ることをそう言われたら、私も帰りますよ。いや、そういうつもりで私は引き受けているわけではございませんので。私は福岡県の出身なんですよ。

【西川委員】 存じ上げていますけれど。

【鳥越会長】 親も福岡に住んでいますから。別に無責任でやっているつもりはありません。誤解のないように。

今、おっしゃられたことは私が感じた疑問と同じで、新しく申請が来たとき、だれがそれを審査するのということです。役所なのか、どこなのか、だれか具体的な、特別な特定の人物がするのか。そこがおそらく、今後、一番難しくて重大な問題点だろうと思います。これからの議論の論点になるんだろうと思うんですが。

権利金は今まで発生していたんですか。僕はちょっとわからないんですが。

【安野委員】 昔は譲渡するときに権利金が。

【鳥越会長】 譲渡のときにですか。

【安野委員】 持ち主がそういうものを決めて、そして相手方との話し合いで決まって

いたんですよ。それがだんだん高くなりまして、高くなった時点で警察から個人の土地じゃないのに、他人の土地においてなぜ権利金が発生するのか、おかしいんじゃないかとなりました。それで一代限りという問題が出てきているわけなんですよ。

【鳥越会長】 なるほどね。その問題は前の指導要綱をつくられたときに議論されているわけですね。

【安野委員】 それには私たちは参加していませんのでわかりません。その当時は、今のメンバーの方もいらっしゃったでしょうが、屋台営業者の関係者の方は出ていなかったんですよ。

【鳥越会長】 なるほどね。

【安野委員】 だから、皆さんのお話は机上の話で、そういった無理が今出てきていますよね。現在、屋台の要綱が守られていない理由には、そういうことも一面あるんじゃないかと思います。やはり博多の屋台が全国的に皆さんに知られ、繁盛しているということは、現在のように路上で営業しているからというのが一番じゃないかと思うんですよ。だから、屋台村とか現在までに何カ所もできていましたけれど、続かなくて全部つぶれているわけですね。中原委員がおっしゃったように、現在のままの営業で続けていかれないのか、そういうものがやはり欲しいと思いますね。

【鳥越会長】 わかりました。それで、権利金の問題は今どうなっているんですか。前はあったというのはわかりましたけれど、それで高くなってというのは。

【松汐委員】 今もあるんじゃないですか。

【安野委員】 今は全然ありません。譲渡はできないので。

【世良委員】 今は原則一代限りとなって、譲渡できないわけですから、権利金も発生しようがないわけです。

【鳥越会長】 なるほどね。ああそういうことね。

【世良委員】 ただ、やみでそういうものが発生しているのかどうかについてはわかりようがないです。そういうものがあるとご主張される方もあるでしょうし、そんなものはなくなったんだと言われる方もあるでしょうし、それはここで検証しても仕方がないと思います。

【安野委員】 権利金は全然ありませんのでね。

【世良委員】 そうです。原則一代限りなわけですから。

【鳥越会長】 理屈ではそういうことになりますよね。

【松汐委員】 権利金が売買されている現場は見たことないんですが、基本的には、そういうことを屋台関係者、当事者から聞いております。もう一つは、それにかわるものとしてオーナー制度があります。結局、自分はしなくて、権利だけを貸すという代貸しが公然と行われていることは組合長さんたちもご存じだと思います。間違いないですね。

ですから、こういうものをクリアしていかないといけません。いつも観光のため、経済性ということが先に来ますが、一番大事なのは公益性だと思うんです。まず公益性があって、その後に経済性がついてくるというのが一番大事なことで、経済性だけで進むと非常に問題点があると思います。今回は、行政も非常にまとめられて、過去の反省と今後の対策について仕分けをされておるといのはわかります。でも、最終的に、再配置の問題で非常に議論になると思います。先ほどもおっしゃっていたように、現場を動かないよという屋台の皆さんがほとんどです。ただ、その問題点もあるんだということが現状で出てきているんで、やはりそれを話し合いの中でどうやって解決していくかが非常に論点になってくると思います。

【鳥越会長】 わかりました。オーナー制ね。つまり、例えば、屋台をやっていた人がある程度高齢化して、ちょっと毎晩やるのはつらいというときに、知人、友人に、ちょっとあんたやって、そのかわり収益の何割かは納めてよと、こういうことですか。

【松汐委員】 そうです。

【鳥越会長】 実際そういうことは行われているんですか。

【安野委員】 間々ありますね。

【鳥越会長】 正直にお答えになりましたが。

【安野委員】 その場合は、長年使ってあった人が今の持ち主にかわって経営しているところもあるんですよ。それは今おっしゃるように貸し屋台と同じですからね。それで店長として使っていらっしゃるんですよ。

【鳥越会長】 店長？

【安野委員】 はい。

【鳥越会長】 そこには金銭は発生しているわけですね。

【安野委員】 やはりオーナーに幾らか払っていると思いますよね。

【鳥越会長】 オーナーに店長は上納金を納めるみたいな形で。

【松汐委員】 けさほども、親しくしている近所の古くからの屋台経営者の方とお話しました。5台ある屋台の中でも、全然知らない新しい方が設営されて、仲間内ですから

いろいろな話をして、いい方向にしていかなければいかんというお話をしても、全然関知しないということでした。例えば、屋台の前に最初から最後まで軽トラックを置くことを含めて、みんなが迷惑するんで何とか是正してくださいと言っても聞きませんということでした。そういう状態が現状でもあるんですね。

その方はオーナー制か何かわかりませんが、従来屋台をされていない方で、新規に買い取られてオーナーとしてお見えになっています。ですから、それが私どもも不思議で、どういう形でそういう権利の譲渡とかになるのか具体的にはわかりませんが、やはりそれをきちんと把握できるような状態じゃないと公共の場での営業は難しいのではないのでしょうか。

【鳥越会長】 それはそのとおりです。第6回屋台との共生のあり方研究会

【事務局（臼井）】 事務局から1点ご説明させていただきます。第6回資料の10ページをごらんください。課題3のところの、名義貸し、雇われ店長というものがあつたのではないかと、また、さらに雇われ店長というか、店に立っている人に対するルール周知も十分ではなかったのではないかとということでご議論いただいたことは、我々も課題として認識しております。ですから、今後の取り組みの方向性として、まず許可時に営業者の実態把握を行った上で、実際に許可を受けた人が営業する制度を検討していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

【鳥越会長】 当然そのようにしてもらわないといけないと思います。これまでは、例えば体がちょっと悪くなったオーナーの方が、すぐやめるわけにいかないから、だれかにかわって、やってもらうというようなことはあり得ることだろうと思うんですね。

ただ、今、松汐さんが言われたように、どんどん新しい人が入ってくることによって、これまでせっかくある程度のルールが守られていたのに、全く知らないというようなことも出てきているんだということです。ちゃんと許可を受けて、ルールをちゃんと認識してから新しく入ってくればいいんでしょうけれども、そうではなく、いつの間に変わったかわからないというような状況だと、その人は屋台の問題についてこれまで——まあ今は大分、新聞やテレビで報道されているので、結構、屋台については風当たりが強いことを皆さんも次第におわかりになっていると思いますけれども——これまではそうではなかったということが、きっとあつたんだと思うんですね。

【安野委員】 今、松汐さんが言われたことについて説明しますけれども、組合のほう

には持ち主が連絡してきて、やらせるから、ちゃんについて指導するという話をしますからね。それで組合でも、新しくやっている人がどういう人かはわからないわけです。ただ、その持ち主が言ってくるし、持ち主が責任を持ってやらせるならと思っているものですからね。必ず持ち主が出てきているだろうと思うものですから。それで、その新しい人と組合とのつながりは全然ないんですよ。

【鳥越会長】 なるほどね。そこはこれからの課題ですよ。臼井さん、そこはちゃんとどこかが、まあ役所なのかどこなのか分かりませんが。

世の中どんどん時間も移り変わっていくので、人間も変わっていくと思うんですね。おそらく、そういう変化に今までちゃんと対応してこなかったんだろうと思うんです。だからこれからは、屋台の業者だっけずっと同じ人が10年、20年、30年、40年、50年とやっているなんてあり得ないんで、そういう変化にちゃんと対応していけるような仕組みはつくっていかないとだめだと僕は思うんですね。

どうですか。どうぞ。

【池内委員】 今までずっと屋台のマイナス面とプラス面とについてたくさんお話を伺ったわけですが、やはりマイナス面の背景には、原則一代限りであるというところがかなり要因としてあったのではないかと考えておまして、屋台との共生の社会をつくるという意味では、この原則一代限りを廃止するしかないと思います。

ただ、この図を見たら、屋台廃業を次の公募ですというところが、今のお話で私も大変ネックだと思っています。一つは、福岡の屋台が何で有名なのかといたら、やはりこの屋台の歴史・文化にあるんだと思うんですね。そこでいくと、今やっている屋台の皆さんが次世代を育成していくことも必要だと思います。そういったことを行政ができるかという、そうではないのではないか。やはり一代限りをなくすことで、現状の屋台をやっている人たちがもっとやりがいを感じて、誇りを持って屋台の事業をしていただき、それにあわせて次世代の育成をやっていただきたいなと思います。

それでいくと、一つは、公共性という意味で、減少していく屋台をどうにか継続するためには、やはり新しい人をということと、原則一代限りを廃止せざるを得ないということがあります。もう一つは、屋台の文化をどうやって継承していくかを考えなければいけません。そういった意味では、今のこの認可申請をどうするかが大変ネックではないかと考えております。

それから、先ほども申しましたように、たくさんのマイナスの面もあるし、プラスの面

もあるしということで、ずっとお話をお聞きしていたんですが、やはりその背景には、何といっても原則一代限りというのが大きかったのではないかと思います。そこを廃止して、もっと誇りのある屋台づくりをみんなでできたらいいのかなと思っております。

一方で、今度、新しい人たちを、ベンチャーをここに新しく公募するという点については、観光の観点もありますけれども、一方で雇用促進にもつながると思っていまして、ベンチャー育成という意味で、新しい人にチャンスを与えなければならないのではないかと考えています。

ただ、さっき言った権利金とかいろいろ、まあ地代は確かに市のものですが、あの躯体自身はどうなんでしょうか。例えば、屋台を廃業された方が次の人にするときは、そこに屋台の躯体があるわけですが、新しいまちにつくる、これからつくるとなると、変な話どのくらい初期投資で要るのかな、実際に新規参入が簡単にできるのかなと、ちょっと不安視しながら、この新しい資料を見させていただきました。

以上でございます。

【松汐委員】 今のご意見をどういう観点でおっしゃっているのか少し聞きたいです。基本、ここでの議論の中で一番大事な原則一代限りというのは、一代限りにしないと公共性に非常にマイナス面があるということでできたものだと思っております。でも、今のは、一代限りをなくさないと前に進まない、経済的にも効果がないというお話でした。僕が思っているのは、そういう問題とは別次元で、一代限りは当然、議論の中で変えていかなければいけないと思うんですが、それ以上にきちんとしたルールをつくりたいという意味での一代限りは必要ではないということなんですよ。

雇用などいろいろな問題がある中で、企業のお立場でお話をされているんですが、我々住民は、一代限りは大変こだわっている問題です。福山さんがおっしゃったように、なくなるだろうということで一代限りというのを提示されてきたと思うんです。それが今まで非常にいい方向性で来られているなら別です、これはもう今おっしゃることにも値しますが、現状が現状なだけに、我々にとっては、一代限りをどう外すかが一番大切な問題だと思っています。

【池内委員】 私も十分そこは理解しております。ただ、今後、前向きに行くのであれば、今回資料の中でいろいろなことを検討して取り組んでいく中で、今からもっと善処されるのではないかと大変期待しています。

【松汐委員】 善処というのは、どちらがされるんですかね。

【池内委員】 屋台を今されている方です。今回、市のほうの資料を見ましたら、かなり自主的に取り組まないといけないことがたくさん入っておりますよね。されるんですよね。そう思って私はお聞きしていました。

【松汐委員】 11年前もそういう議論で了解されたはずなんです。同じようにお約束されたことなんです。ですから、それが今後、非常に問題になると思います。

【世良委員】 私、前回の研究会は最初のほうで退席させていただいたので、議事録を拝見してからこちらに来たんですが、前回の最後のところで、鳥越会長は「原則一代限りは考え直す」とおっしゃって、もう原則一代限りはなくす前提で今日の議論はするんじゃないかなったのでしょうか。確認でございます。

【鳥越会長】 そうです。

【世良委員】 ですが、先ほど来、一代限りが重要なんだとか、一代限りがなくなると困るというご意見が出て、そちらに議論が集中するのは非効率だと思います。

【鳥越会長】 まあ、いろいろな意見が出たらいいじゃないですか。

原則一代限りというのは、これまでの屋台のあり方に、住民の方を中心にいろいろな苦情や反論が出て、それを何とかうまくおさめるために指導要綱をつくったときに、一代限りというのを入れて、そのうち完全になくなってしまふことを前提としていますよね。だって、人間そんなに100年、200年生きているわけじゃないから。一代ということは、大体長くても50年でしょう。そうすると、50年たてば、福岡から完全に屋台はなくなってしまうということを、一代限りというのは言っているわけです。

僕が会長という役目を引き受けたとき、市長の意向は、福岡市の観光資源としての屋台と共生していきたい、しかし、いろいろな問題があるから、このいろいろな問題を払拭して、いっぱい積もっている不信感もなくしていってということをちゃんとやりながら、観光資源として残していきたいというものでした。それで私は委嘱を受けました。私が会長職の委嘱を受けた時点で、この一代限りというのをなくさない限り、この話は前に進まないと思いました。

今、池内さんがおっしゃったように、何か受け身で、あっちが悪い、こっちが悪いから、屋台はもうどうしようもないという感じではなくて、もちろん屋台は問題をいっぱい抱えているんだけど、きっちりと行政と業者の人たちで、また、おそらく市民の人、お客さんも含めて、この屋台を福岡市の、博多のまちの名物、観光としてやっていくには、池内さんがまさにおっしゃったように誇りを持って、屋台は博多のプライドだというぐらい

の感じになれないのかなと思いました。そういう方向で僕は引き受けたんです。

したがって、一代限りを蒸し返すのは、論理的に言うと世良さんのおっしゃるとおりなんだけれども、まあ、皆さんいろいろな意見があるから、ここで言いたいことを全部言ったほうがいいので、言ってくださいということです。ただし、議論の方向としてはそういうことです。これは最初から言っているとおります。それはご了解いただきたいと思います。

どうぞ。

【内林委員】 一代限りとの関連は直接はないんですけれども、新規参入の件について書いてある内容で、私の地元の天神地区の関連したことです。天神地区は歩道も広いし、住民も周辺にはあまりいないですから、再配置とかいう問題は今まで議論になっていないんですが、新規参入を含めた場所の考え方についてです。現在、屋台がある場所、再配置対象は除くと書かれていますけれども、これで単純に見ますと、ほかの適当な場所は別として、天神地区に今72軒あると書かれていて、天神地区にある程度、新規を含めて屋台が増えるのかなというイメージを持ちました。

行政の方にお聞きしたいのは、その場合、確かに個人の住宅がすぐ横にはないんですけれども、いろいろなビルの関係の方が、前からトイレの問題とか何かで非常に困っていらっしゃるわけですね。無断で使用されたり、汚してそのままになっていたりしています。もし天神地区に新規が幾らかでも増えるということであれば、今のようなトイレを含めた問題をどう考えていらっしゃるのか。それは市が整備してやるというのもおかしいでしょうし、そこいらの対応をどう考えてあるかをお聞きしたいです。まあ、天神地区には考えていないということであれば別でしょうけれども。とりあえず、そういう新規参入をどの程度の規模で考えてあるのか。今の屋台の数が155ですか。そういうのを含めて、どこいらに。まあ、今からの検討課題でしょうけれども、この地図で見る限り、天神地区が有力候補かなという印象を受けたので、お尋ねしたいと思います。

【鳥越会長】 それは市が考えることですかね。許可申請があつて、その申請を審査してどこかに決めますよね。これは新規の場合も代がわりの場合も両方ですけれども。これは何となく僕のイメージとしては、ここには何も具体的に書かれていないけれども、私はさっき聞いたんですが、役所でやるんじゃないんじゃないですかね。

【内林委員】 場所の問題です。行政が決めるんじゃないなくても、その地区として、例えばここいらに置きましょうと言ってきた場合に、組合で決めるかどうかは別として。

【松汐委員】 でも、道路ですから。

【鳥越会長】 何か意見はありますか。僕はいいかげんなのはとめたから。済みません。

【事務局（吉村）】 先ほどご指摘いただきました18ページ、19ページの部分というのは、あくまで今回議論いただくための素材としてお示しした内容でございまして、新しい屋台、新規参入という議論は、当然、住民の皆さんの理解、あるいは天神地区であればビルオーナーの方も含めて、周辺の皆様方の理解が前提にあるわけでございます。具体的にどのくらいの規模まで、どの場所にといったイメージを行政として持っているわけではございません。

例えば再配置の対象となっている30軒の屋台をどう持っていくかというときに、一つの考え方として、観光に資する地区、あるいはにぎわいを創出すべき地区として、住民の皆さんの理解が得られることを前提に、新たな場所も考え得るのではないだろうかという問題提起させていただいている内容でございます。

【鳥越会長】 これは会長ではなくて一委員として言いたいんですけども、先ほど池内さんがおっしゃった意見に賛成でして、屋台を博多のまちの名物、観光資源として進めていくという前向きの考え方に立つならば、やはり条例化、つまり法的な裏づけと、それからそれに基づく執行機関といいますか事務局といいますか、まあ名称を何とつけるかは別といたしまして、審議会とか屋台委員会でも何でもいいんですけども、そういう民間から成る第三者委員会みたいなものがあるべきだと思います。そういうところが全部、新規参入や、その他の廃業になった場合どうするかなどの窓口になってやって、役所はもう一つの事務局として執行に当たるという考え方です。

本格的に屋台の問題について、法律的、組織的なものをちゃんとつくらないと、これまでと同じことになってしまうと思うんですね。だから、今まさにそういう時に来ているんだと思います。こういう研究会をつくった意味は、そういうところにあるのではないかと僕は一委員として思っているんですよ。

【事務局（貞刈）】 基本的に、この会を設置しまして提案いただいて、その提案をしっかりと市として考え、実行していくことになります。一代限りという一番大きな問題を廃止して、次の形をつくるときには、当然、今日いろいろな議論を整理いたしておりますけれども、まず公益性を担保して初めて存続し得ることになりますので、それが実際に維持できるような方法をしっかりと考えてやっていくことになると思います。公募のやり方等についても、当然そういうことになろうかと思います。

【西川委員】 「博多の屋台が誇りを持って」ということで、何で博多だけ屋台が残ったんでしょうかという疑問を、皆さんもまだお持ちだと思います。東京でもどこでも屋台はあったんですよね。でも今、東京、新宿とかは、横町文化があります。博多も天神地区を見ましたら、今、北天神はとても悪いんですよね。何で屋台だけが守られ、横町は守られないのか。横町文化といったら、小さいお店がたくさんあって、きちんと税金を払い、町費を払い、地域の中でされています。観光だけで屋台を残すという場合、公有地ですから、地域の住民の賛同を得られるとは思いません。ほかの地域では、屋台横町が例えば屋台村とかが鹿児島、小倉とかにできていますね。博多だけ何でそんなに税金で守らなければいけないのか。横町の人たちも守ってほしいと思います。

福岡も、例えば行こうと思えば、遅くまで食べるところはあるんですよ。ほかの小さい都市は1軒とか2軒とかで、そういうところだったらないでしょうけれども、博多は探せばあります。私は、博多の誇りを持って、そう申し上げたいと思っております。そのためには、きちんとした条例をつくっていただきたいと思います。

【鳥越会長】 そういうご意見はもちろنگもっともだと思いますので、それはそれで。どうぞ。

【吉田委員】 まとめて4つほど意見を述べさせていただきたいと思います。今までご発言された委員の方と違う意見になるかもしれませんが。

まず1つ目の意見、基本的に屋台は公共の場の道路と公園で頑張るべきではないかと考えています。ですから、今、市がやっていこうとしている方法に賛成という考えを持っています。

私は住民参加とかをやらせていただいて、道路、公園などの再整備をいろいろやるんですけども、皆さん、まちをいろいろな形で利用していこうという話をするんですが、いつも何かをしようとするとも必ず問題が発生して、それを排除しようとなって、結局つまらなくなるんですよね。

何かをしようと思えば、必ず問題が発生し、それがあまりにも長く放置されてきたことで、域の皆様と屋台の皆様の今の問題があることは十分承知しているので、それは必ず解消しないといけないと思うんですけども、未来に向けてという観点でいけば、やはり屋台村というよりは、今の共存できる形を文化として頑張っていくほうが、都市の魅力にはなっていると思います。

なぜかという、問題を排除していくのはすごく簡単ですけども、それは何もしない

でくれと言っているようなものなんですね。それでは、どんどんまちがつまらなくなっていく方向にしかありません。屋台の問題というよりも、公共の場所のまちの魅力をどうやって高めていくのかという観点から言うと、何とか乗り越える方向にやっていくほうがいいのではないかと考えています。

2つ目の意見は、原則一代限りの見直しの部分です。条例をつくったりすることを前提に——やはり問題を起こしている方がおそらく固定的にいらっしゃるんだろうと思いますから、そういった方たちには徐々に退場していただくんです。一代限りは、どうしても、そういう方たちの既得権益を守るほうに今まで作用してきた部分があるのではないかとお見受けしました。ですから、ちゃんとルールが守られる仕組みをつくるということを前提にしてなんですけれども、新しくルールを守って頑張りたいという方がいらっしゃるのであれば、そういった方たちに新規参入を認めてもよいのではないかと考えています。

これに付随して、今は地域の方と屋台の方の問題ばかりになっているんですが、実は市民の側の、お酒の飲み方のルールの問題もあるのではないかなと思うんですね。屋台の事業者さんはお酒を提供していらっしゃるのかもしれないですけども、大きな声を出したり、おトイレをするというのは、やはり飲みに行く側ですから。この問題の先に、屋台を楽しむ文化をつくるという観点で、事業者さんと地域の方と、お酒を飲みに行く私たち自身も、もうちょっと上手なお酒の飲み方みたいなもの、ムードをつくっていくようなことをあわせてやっていかないといけないと思います。事業者さんにだけ、頑張るなさいと言っても、相変わらず飲むほうがドンチャン騒いでいては、問題は全然解決しません。そういう部分が少なからずあるのではないかなという気がしていますので。そういう、文化をつくっていくみたいな発想がこの問題にはあるのではないかなと感じながら、意見を述べさせていただきます。

あとは細かなことで恐縮ですが、15ページのことで2つだけご意見を述べて終わりにしたいと思います。

再配置とルール遵守などの中で、地域住民の方と屋台事業者の方と行政が直接対話できる場を設けるということと、営業者の方がルールの遵守や地域貢献に向けた取り組みを行うことを宣言するということが書かれてあるんですけども、これは一括でやるのがいいのかなと思っています。

というのが、何か問題があるから話し合いをしましょうというときには、もう結構厳しいやりとりになっている状態だと思うからです。それよりも、定期的に話し合って情報共

有をしていくような場を、年に1回とか2回とか、ちゃんと設けてやっていってはどうかと思っています。ルールの遵守については、今日のお話を見ると、結構、監視をしましょうという仕組みになっているんですけれども、事業者さんも頑張ってくださいというのであれば、ルールがちゃんと条例などでできることを前提にすれば、ある程度自己申告してもらってもいいのではないかなと思うんですね。自分たちは守っていますというようなことを言っていただく。ないしは、指導を受けたといった情報を共有した上で、こういった問題を予防するコミュニケーションの場を定期的に持ったほうが、今後に向けてはいいのではないかなと思っています。ということで、話し合いの場、定期的なコミュニケーションの場を設けてはどうかというのが3つ目です。

最後、4つ目が営業者さんの取り組みということです。伺っていると、やはり屋台事業者さんはある程度組織化を図っていく必要があるのかなという気はしています。すごく頑張ってくださいとは思いますが、やはり任意の組合だということで、非常にご苦労されているようにお見受けします。そのあたりは、事業者さんの責務を決めるようなときに、ちゃんと周知徹底が行く体制として、組合をつくっていただくようなことを、もう少し具体的にこの中で盛り込まれてはどうかと思います。

長くなりましたが、以上4点です。

【福山委員】 今の吉田さんの意見に反論するわけでもないんですが、一つだけ。現在は公用地、道路を使用しているわけですが、この第4回の経済効果のときの資料の15ページを見てください。社会的な負担を変えていくことから生じる問題で、インの問題は、水とガス、電気、お客さんがあります。アウトの問題は、トイレ、廃液、食べ残し、におい、騒音、使い残しです。これは道路でやっている以上は解決しないんですよ。あちらこちらにトイレをつくることは物理的に不可能ですよ。ということは、この問題は、やっている以上解決しないんです。

今度は同じ資料のナンバー4、経済効果のところの6ページ、鹿児島で屋台村をつくらうということで、説明会に300人参加があつて、そして25軒に70名応募があつたということでした。これが応募の基準となっているそうです。今、一代限りの問題がありましたけれども、いい方を選出して、ほんとうに福岡の観光に資する、福岡の看板になるような人を選んで営業させれば今よりもずっとよくなると思います。屋台村ができて、そこに行かないか行くかとか、これはやってみなくちゃわからないし、鹿児島でも既に25軒でスタートして動いているわけですよ。これが否定されなくなったら、実際に25軒に7

0組の応募があるはずないじゃないですか。

だから、今のように屋台がまちの中にいっぱいあって、汚い、トイレもない、上から下から汚しっ放し、朝もにおいが残っている、こういうまちを置いておくこと自体が福岡の恥だと思っんですよ。地域のコミュニティーができないと言いますが、じゃあ、屋台がないところはコミュニティーができないんでしょうか。夜の観光のために福岡の屋台が必要だと言いますが、じゃあ屋台がないところは夜の観光ができないんでしょうか。そういうことになりますから、やはり前向きに、もう少し、どうやったら観光のために屋台を生かせるかということを考えてやっていけばいいのではないかと思います。

私が初めに、現在の延長線上では難しいのではないかと言ったのは、そういう意味なんです。公共の道路を使って、今、天神に72カ所あって、トイレを何カ所設けられますか。しかも離れていますよ。そうトイレは設けられないですよ。じゃあ、トイレに行きたい人はどこに行くか。結局、今のような状態が解決できないままであると思います。ビルを借りなさいと言ったって、ビルもそんなに簡単には貸してくれないでしょうし、やはり解決策はなかなか難しいわけです。

だから、一代限りじゃなくて、とにかく今の制度を流してしまっって、新しい立派な屋台をつくれればいいんです。それは、1年か2年かけて皆さんに検討してもらっって、いいものをつくり上げていけばいいんです。これが私は前向きな考え方ではないかと思います。

以上です。

【鳥越会長】 ほかに。どうぞ。

【井上委員】 幾つか申し上げたいんですが、まず、今の福山委員のことに関して。前回も申し上げたんですけれども、屋台という言葉でくるよりは、どこにある屋台かという話をいつもしていったほうがいいのではないかと思います。やはり、道路の屋台には相当問題が多いです。でも公園や、特に今は土地が結構余っていますから、屋台村をつくるような土地も相当確保しやすい状況だと思っんですね。だから、屋台をどこにという話を原点に返っってやり直してもいいのではないか。公園を使えば、今おっしゃったようなマイナスの問題にも相当対応できるわけですから。屋台をどこに収容するのかというのは、もう一回議論をしていただきたいと思っます。

今まで皆さんがおっしゃった意見に関連して、要するに一代限りかどうかということですが、一代限りでいいことと悪いことがあっって、そういうことに対応していこうとするとどうしたらいいのか。私も一代限りなんかなくてもいいと思っます。でも、一方では、

時間を限って屋台の運営をするような仕組みにしたらいいとも思います。5年とか10年とか時間を限っていくんです。そしてその間、例えば吉田委員がおっしゃったように、細かいデータを積み上げていくわけですね。

これまでも、行政が個々の屋台に対して巡回指導をしているんです。そのことをお聞きしましたら、実は個々の屋台に対する細かいチェックリストを持っているわけですが、それを今まで使われていないんですね。例えば、5年間そういうチェックリストを積み上げて指導をしても、全然改善しないなら、5年という時限が来たときに、「あなたの屋台はどうしましょうか」というときには、いくらでも対応できると思うんです。「これだけのデータを積み重ねてあなたには指導してきましたけれども、全然改善されませんでした」ということで、「次の5年に対して、あなたの屋台を開く権利をどうするか」という話ができるのではないかと思います。

16ページの「屋台の今後のあり方についての考え方」の下に米印で「ルール遵守を前提とした議論」とあります。私はこれでは足りないと思います。ルール遵守はもちろんですが、一方でルールが遵守されなかったときのルールまでつくった上での、これからの議論ではないかと思うんですね。

あるいは、これまでお話を伺って、再配置の対象になっているところが、周辺住民の方との関係で今日なおすごく問題を抱えていることを私は意識をしているんですけれども、そういう意味では、この前提が米印一つでいいのかなというのもあるんです。例えば、「これまで行おうとした再配置は必ず実行されることを前提として」というふうなことも何か必要なのではないだろうか。その上で、これからの新しい仕組みの中には必ず時限的な考え方を取り込んでいくというのが重要ではないかと思います。

もう一つは、総量規制も必要なのではないか。どなたかが、屋台が増えることによって雇用が増えると言われました。でも一方で、それはパイを奪い合うことになるわけですから、やはり福岡市にふさわしい総量はあると思うんですね。ふさわしいじゃなくて、もうこれ以上増やすようなことは絶対許されないとかですね。そういった意味では、屋台の総量という考え方もどこかに盛り込んでいかなければいけないのではないかと考えています。

以上です。

【鳥越会長】 今日、もうあまり回数がありませんので、これまでご発言がなかった方にもご意見を伺いたいと思います。田中さん。

【田中委員】 今は新しい屋台は出店できないという認識でよろしいのでしょうか。現

状としては、新規出店は受け付けていないということによろしいんですか。

【事務局（臼井）】 道路や公園などの公共の場に対しては、新規の許可は今はされないことになっております。

【田中委員】 そうなんですね。それで、これから新規出店を公募することを検討しているということですかね。

【事務局（臼井）】 その論点整理の一つとして、18ページに書いてございますようなところをお示ししているところでございます。

【鳥越会長】 前提条件がちゃんとクリアされないとだめだということですね。

【田中委員】 そうですね。そのときの審査基準だったり、必要な手続だったり、また重要になってくるのではないのでしょうか。また、最初に公募するときに、入り口をきちんと、今日いただいた内容のようなもので説明して、新しく出店される方に「こういう内容ですよ、きっちり守ってください」という条例や約束などをしていただくと、またいい屋台がどんどん増えていって、活気のあるまちづくりもできていくのではないかと思います。

今ある屋台は、例えば隣のお店がちょっと車を置いていたり、場所をはみ出したりしていても、条例などで指導がうまくいっていないと、隣で見ている人は、「あれもいいんじゃないかな」「うちもやっていいんじゃないかな」といった形がずっと広がっているのかなと思います。そういったところをきっちりと取り締まっていただきながら、今後新しく出店される方の指導を入り口の段階できちんとしていただくと、もっといい屋台が増えていくのではないかと思います。

以上です。

【鳥越会長】 あと、ニックさんが何も言っていないね。今日は言わないの。

【ニック・サーズ委員】 今はいいです。

【鳥越会長】 早川さんはいかがですか。

【早川委員】 屋台を続けていくということを前提に、皆さんがお話をしておるんですから、警察・市・保健所と十分に話し合って、規則を守ることによって皆様に愛される屋台を築くこと、まず組合の役員さんたちを先頭にしてそれをやっていくということが、この屋台をということで、とにかく屋台の組合長さんたちが一番頑張っているところでございます。よろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 組合長さんが3人いらっしゃいますから、一人ずつ覚悟のほどをお聞かせ願えますかね。澤野さんから。

【澤野委員】 一番成績が悪い長浜で組合長をさせていただいているんですが、12年前のときは、我々は全然知らない状態で、いきなり名義変更できないとかなって、「何で、今までできよったのに」という状態でした。私も三十数年していますけど、いきなりだったから戸惑いました。ですが、今回はいろいろな意見も聞きまして、ごく当たり前の法律を守ることが欠けていることははっきりわかっております。ですから、今からもし名義変更等ができるようになりまして、市役所の方も、我々組合長と話をして、こちらの屋台側の意見も聞く耳を持っていただいて、話し合いの上で条例を決めていただきたいと思います。もちろん私たちも食べていくために、ちゃんと守っていくつもりでおります。

以上です。

【安野委員】 今お話がありましたとおり、私がこの会に出席させていただいているのは、前の要綱で実施されていない改革とかの話のためではないかと思います。それを私たちは遵守していくような指導をしていきたいと思っております。

【米倉委員】 私は1月17日に店長さんの教育講習を行いました。きのう保健所の係長さんから「天神地区を見回ったら結構整理されているよ」という言葉を聞いたんですね。店の外にはみ出したものも少しはあるんですけども、以前に比べたらちゃんと整理されていると聞いたので、うれしく思っています。

【鳥越会長】 それは皆さんが、自分たちがそう思っているということ？

【米倉委員】 いや、お客さんとして。それで、来月には指導員として、天神地区の組合員の屋台は巡回指導をしようと思っております。

【鳥越会長】 ありますか。はい、どうぞ。

【世良委員】 ルールをどのように実効的に守っていってもらえることができるかというのは、非常に難しい問題だろうと思うんですね。この屋台に限らず、ルールを守ってもらうのは結構大変なことです。例えば放置自転車とかをイメージしていただいたらわかると思うんですが、放置自転車はだめですよと言っても、置く人は置きますよね。でも、今回の屋台に関しては、条例をつくりましょうとかいう形でルールを守っていってもらえるような効力のある、実効的な方法は何があるかなということを、一生懸命、皆さん方も一緒に考えているだろうと思うんです。

それで私は、組合をもっときちんとして、組合が権限をちゃんと持つのがいいのではないかと思いながら、今日こちらの場に来たんです。

今日ご欠席の宮本委員の提出資料をごらんいただければと思うんですけども、非常に

いいことが書いてあります。下から6行目のあたりに「屋台との共生を考えると、行政の支援や指導、市民の理解も重要ですが、最も大事なものは、屋台営業者全員で組織された協会あるいは組合による自主的な管理だと思われます。現在の地区ごとの組合に任せないで、福岡市の屋台営業者全員で新たに組織した福岡市屋台組合に、廃業勧告できるような強い権限を持たせ、自主的に厳しく違反者の指導、監督を行うことが重要であると思います」という記載があるんですね。さらに、「屋台組合の再編と自主的な規範や罰則の整備、指導体制の強化が重要であると考えます」とあって、このあたりがまさに関係あるのかなと思います。

私自身は、屋台組合は現状のものでもいいのか、このように新しい福岡市屋台組合みたいなものをつくったほうがいいのかはちょっとわからないんですけども、屋台の営業者の方は必ず屋台組合に入るように条例上義務づけてしまって、そしてその屋台組合が、ルールを守らない不心得な屋台営業者に対しては指導ができたり、または例えば屋台組合から脱退させてしまえるような制度をつくっていただければいいと思います。あと、この占用許可との関係では、占用許可の条件にしていればいいのかと思うんですね。ちゃんと組合に入っていないと占用許可ももらえない、つまり営業ができないとかいう枠組みにしていれば、ルールを守るという枠組みができますし、また屋台組合の指導にも裏づけがあることで、非常に効果的に指導ができていくのではなかろうかと思っております。そういう意味で、宮本委員のご意見は傾聴に値するものと思っております。

以上です。

【秋吉委員】 先ほど委員長が「世の中、人も社会も変わっていく」とおっしゃいました。この屋台に関しては、今から何十年も前だったら問題にならなかったことが、今の社会や世の中の環境では問題だとみんなが認識するようになったということです。そういう時代に応じて、屋台もやはり変わっていかなければいけないと私も思います。

私は雑誌をつくっていますので、先日、ミュージシャンやエッセイストといった、日本じゅうを仕事で回っていらっしゃって全国の食文化に詳しい方たちに集まっていただいて、屋台についての座談会を設けさせていただきました。広島の実に「赤ちょうちん通り」という、行政主導で電気と上下水道が整備されている屋台通りがあるそうです。1987年に、それまでばらばらに出していた屋台を1カ所に集めて「赤ちょうちん通り」として誕生して、現在に至っているそうです。あと、2002年に新規屋台を公募で募集されまして、47件の応募の中から、イタリアンとか創作料理などの今までにないジャンルのお店

8件を新しくオープンさせているということでした。

そういうふうには、各自治体での屋台問題への取り組みを参考にされてもいいのではないかと思います。屋台問題の改善というよりも、今回をきっかけに、屋台の魅力を生かしたまちづくりという視点で進めていかれるといいのではないかと思います。

【鳥越会長】 ありがとうございました。

今の秋吉委員の「時代に対応した屋台のあり方」ということは、私もそのようにずっと思っています。戦後、日本の社会はものすごい勢いで変わっていきまして——こういう例が屋台の話のときに適当かどうか知りませんが、私たちのころは、やはり衛生という点で言うと、そんなにやかましく言わなかったんです。手も洗いませんでした。でも、今は、私なんか家に帰ってたまたま孫が来ていますと、うちの娘が「手を洗って、手を洗って」とうるさいんですよ。一々言われなくても洗うけれども、そんなに言われるほどないと思うんですが、やはり時代はそうになっています。インフルエンザとかが孫にうつたら困るので、とにかくまず手を洗ってというふうに時代が変わっているんだなと思います。

私たちは床に落ちたものを拾って、フッフッと吹きかけて食べましたが、今は床に落ちたものは絶対だれも食べないんですね。そういうふうには食文化も随分変わっています。それから、トイレの話をして申しわけないですけども、我々のころは水洗便所なんて全くなかったんで、あれが当たり前だと思っていました。しかし世の中は変わってきて、今やどこも水洗便所ですから、トイレに関しても全く今の人と違うわけですね。また、昔だったら、多少道路に屋台の食い残しが残っていても、みんなそんなに目くじら立てなかったんでしょうけれども、今や日本は世界一清潔な社会ですから、そういうのはだめという時代になっています。ですから、屋台もやはりそういうことは認識して、時代に合った屋台でなければならないだろうなと思います。それは澤野さん、わかりますよね。

それから、ここには書いていなかったんですけども、たまたま西日本新聞のルポを読んでいたときに、メニューの値段が書いていないところも結構あって、かなり高く取られたということです。2月2日の西日本新聞の「都市圏」というページですけども。「酒類、値段表なし 態度横柄 明朗会計 店主と会話はずむ」とか、そういう見出しが書いてありまして。メニューの値段がないところはあるんですか。

【澤野委員】 長浜はありません。

【鳥越会長】 でも、これを見ると、書いていなくて、えらい高かったと。ビール1本

としょうちゅう 2 杯で 2,100 円。ぼったくりとまでは言えないけれども、しょうちゅう 4 杯、おでん 5 品で 2,400 円。これはまあ大したことないね。ああ、これだ。一品料理としょうちゅう 2 杯で 4,800 円取られたと書いてあるんですよ。こういうのを見ると、やはり値段表示がちゃんとしていなくて、昔のぼったくりというイメージが若干屋台について回っているのかなと思います。その辺の実情はどうなのか。これはないんですか、あるんですか。

【澤野委員】 その記事は私も読みましたけれども、普通、高かったらそこで抗議するでしょう。

【鳥越会長】 うーん、まあね。

【福山委員】 言えない雰囲気ですよ。

【松汐委員】 よろしいですか。3 組合長さん、この場ではなかなかおっしゃれないという事情もあります。というのが、やはり今、問題点としているのは、そういうところなんです。組合長さんは非常に一生懸命やっておられると思うんですが、先ほど来ずっと議論の中で出てくるように、組合として全員がこれだけの委員会を持って、屋台をどうしようかといって議論しているときに、2 カ月間、当事者である屋台の中で、然そういうのは関知しない、指導されてもなかなか意見を聞かないものがたくさんあるのが実情です。ですから、それをどうやってクリアしていくかという課題は、我々地域住民と屋台の皆さんとの共通点でもあろうと思うんです。ただ、新しくつくっていかないといけないというのは、当然その問題点をどうクリアしていくかになりますね。

【鳥越会長】 非常によくわかりました。その辺は、僕が提出しましたように、どういう組織で、どういう法的な裏づけでやっていくのかが、おそらく今後の課題だと思うんですね。この委員会でそういう話が出たとテイクノートしていただきたいと思います。

そろそろ終わりの時間になってきました。予定では、次回が一応の最終回になりますので、今までの皆さんのご議論を全部踏まえた上で、この屋台との共生を考える研究会としての市長に対する提言書を作成します。それはもちろん、皆さんにお配りして、もう一回議論はするわけですが、私が会長という立場で取りまとめをさせていただきたいと思っています。

これまでの議論で、ざっと取りまとめイメージ——皆さんのところにはありますか。入っていますよね。それをごらんになっていただきたけますか。これはもちろん私が話をして、事務局にこういう図にいただいたということですが、大体、取りまとめ

のイメージとしては、こんなことを私は考えております。

まず、屋台の課題ということがありまして、これまでの反省、どういう屋台の実情がこれまでであったのか、どういう問題があったのかがここには書かれています。トイレの問題、悪臭・不衛生、ルールが徹底されていない、排水が適切に行われていない、それから負担の不公平感があります。それから私がちょっと言いましたように、メニューに値段が書かれていなくて、ぼったくりに遭ったというようなお客さんが出たこともある。それから交通上の問題ですね、交通・通行の阻害になっている。

こういうものが地域住民の、屋台、それからそれを管理していることになっている行政への不信感となって、それがこれまでいっぱい積み重なってきて、屋台をやめてしまえという話までは行っていないんですけれども、一代限りという文言で、おそらく前回はとりあえず手打ちをしたんだろうと思います。私たちの会は、そういうものを総ざらいして、こういう課題がありますよということを皆さんで確認し、そうしたものをもう一回ちゃんと検証して、それを踏まえた上で、どういう取り組みが必要なのかを次のステップとして考えてきました。

そこの中には、皆さんからも出ていましたように、特にひどい場合は必要かなと思いますので、一応、何らかの処分も含めたルールの徹底ということを入れてあります。それからトイレなど、屋台をめぐる環境の整備、それから屋台の負担の問題、その他いろいろ必要な取り組みは、皆さん方からさまざまな意見として出ておりますので、ここに一々書いてはおりませんけれども、幾つもあるということでございます。

一方、これまでの議論の中で何人かの皆さんからも出ていますように、屋台のあそこが悪い、ここが悪いというネガティブな議論だけではなくて、もっとプラスに、博多の観光資源として、それから先ほど池内さんでしたっけ、雇用の増大の機会にもなるというようなプラス面もおっしゃっていましたが、屋台の効用というものもあるだろうと考えました。市民・観光客の評価、それから観光資源、経済効果もあります。

それから、全国にこれだけの大規模に屋台が展開しているまちは——屋台村という形では、先ほど福山さんがおっしゃったように何カ所かあるとは思いますが、歩いてみて屋台があちこちにあるというまちは、おそらく日本でも私の知る限り博多だけかなと思うんですが、そういう希少性です。

そして、屋台というのは、既存のレストランや店舗へ行った帰りに僕らはよく使うんですけれども、「締めは屋台で」というふうに屋台に人が集まってくることによって、にぎわ

いも生まれてきます。私も新聞記者時代はいつも屋台で上司の悪口を言っておりました。上司の悪口ってほとんど屋台でなんですよ、酒を飲みながら。そういうコミュニケーション、飲みニケーションと言いますが、飲みながらコミュニケーションをとる場としての屋台の効用もあるだろうということです。

まあ、そういうマイナス面、プラス面、そして、これからどう取り組んでいくかというようなことを全部考えて、屋台の公益性を大前提として、一代限りというルールはもう一回見直し、今後は屋台の積極的な活用を目指すという方向で取りまとめた提言書をつくりたいということです。

3 ページ目は、それをもう少し詳しく個別に書いたもので、これを説明すると長くなりますので読んでください。これはもうやりません。

右側の屋台の将来像というところだけ説明しておきます。4 つほど挙げています。住民や市民に理解され愛される屋台。2 番目、観光資源として福岡市を十分にPR することができる屋台。3 番目、都市が持っているさまざまな機能があるわけですが、その都市の一つの機能、装置として、福岡市の魅力を高める、都市の魅力を高めるような資源としての屋台。4 番目、これは当然ですが、福岡のまちと共生して、できるだけ長く持続可能な屋台。こういうことを私は考えてみましたけれども、こういうものを入れてできれば、提言書の素案を次回には皆さんにご提示したいと思っております。

というところで、何かご意見ありますか。こういうことも入れたほうがいいというようなことがあれば、今おっしゃっていただければ。

【井上委員】 先ほど申し上げたこととも関連するんですが、この2 ページと3 ページで大きく違うのは、2 ページには原則一代限りという時間の話がしっかりあるわけですね。それを取っ払うのはいいんですが、では、その後どうするのかということになると、ある意味では永久的にとかいう話になると思います。やはり先ほど申し上げたとおり、公共空間を使うことについて、時限的な考え方をどこかに取り込んだ話があったほうがいいと私は思います。

【鳥越会長】 時限ですか。

【松汐委員】 今の意見に賛成です。

【鳥越会長】 これはおそらく、まあ何か条例をつくるか何かする場合に、必ずそれは附則として入るものだと思うんですね。

【世良委員】 今の指導要綱でも4 カ月と3 カ月というのがありますから、これをしっ

かりと守っていつてもらえれば、ちゃんと時限的な担保はできると思います。それがルール明確化のところに入っているんだと思います。基本的に、許可は必ず期間を区切って出しますから、そういう意味で、井上委員のおっしゃった時限的な部分というのはきちんとフォローできると思います。

【井上委員】 ちょっと違うんですね。先ほど新規参入とかありましたよね。こういう中で、一回「では、使ってもいいよ」ということになったら、いつまでも使ってもいいわけではないですよ。例えば契約期間は5年間とします。その5年間の中で、4カ月に1回、2回というチェックはもちろん入るでしょう。それとともに、5年という時限が来たときに、「どうするんですか。あなたは過去ずっといろいろな指導を受けてきましたけれども、改善されていません。周りの住民の方も、決してあなたの営業継続を支持されません」ということになれば、どうしても撤退してもらわないといけませんよね。そういう仕組みをこれのどこかにということです。

【鳥越会長】 それは当然入るんだと思いますよ。期限という形で区切るのではなくて、それは中身の問題で、こういうルール違反をしたらこういう罰則がありますよ、処分されますよという形で入ってくると思います。それは当然なことで野放図にはなりません。

【井上委員】 もう一つは、やはり競争という中で、よりいいサービスを提供することですね。もし総量を決めるとするなら、やはりいいサービスを提供してくれる新しい経営者に参入してもらったほうがいいわけですね。そういう意味で、5年たったときに改めて、三者でよりいいサービスを提供してくれるところを選ぶことも可能ですよね。そういう意味でも申し上げているわけです。

【鳥越会長】 わかりました。だから、それは提言書の中に附則みたいな形で入れるとか。例えば、こういう提言書をつくりますよね。条例になるのかどうか知りませんが、その中で、この問題については5年に1回は見直しをするといった文言を入れることは可能です。

【松汐委員】 一代限りのところの18ページにも書いてありますように、基本的には現業の方が廃業した場合の新規参入と、全くの新規参入との二つに分かれています。そこで一番大事な問題は、現業で廃業されるという方を、どういう対応で次に展開していくのかです。逆にそれがあることによって、アンダールールがまた出てくると思います。そのところは、公益性のあるものですから、現業も新規も全部オープンにされないと、同じことの繰り返しになると思います。一番危険なのはそこだと思います。

【鳥越会長】 わかりました。私がさっきから言っているように、だれがそれを受け付けて、だれが審査するかが問題になるわけですね。

【松汐委員】 やはり基本的には、行政主体で、民間の公的な立場の方が参加して、審査機関というか、そういうものをつくっていかれるべきだと思っております。

【鳥越会長】 わかりました。それは私も同意見です。

ほかにございますか。なければ、時間が参りましたので、これまでの議論の整理をされたと理解いたします。最後に、まだ次の回がいつというのは決まっていないんですけども、次回に向けて報告書の取りまとめを私と事務局で行いまして、素案という形で提示していきたいと思います。日程は今日はまだ言えないですね。はい、わかりました。

おそらく3月か4月上旬ぐらいになると思います。ほんとうに私ごとで申しわけないんですが、3月18日からイラクに取材に行ってくるもんですから、3月中はいないんですよ。そういうことで4月になってしまうということがありますので、申しわけない。まあ、イラクからそのまま帰ってこないこともあり得ますので、その場合はだれかに代行していただいて。(笑) できるだけ生きて帰ってくるつもりではおりますが、何しろ混乱の中で、何があるかわかりませんので。ということで、4月上旬ぐらいになると思いますが、次回この会の7回目で、これまでの皆さんのご苦勞の成果をできるだけ盛り込んで、提言書という形にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

特になければ、これにて。

【事務局(吉村)】 今後の手順についての確認でございますけれども、今日までのご議論を踏まえて、鳥越会長のほうで報告書の案文を取りまとめられるという形になるかと思いますが、次回は今日の段階では日程は未定でございますして、会長のほうでのお取りまとめができた段階で、早目に各委員さん方にはその案文をお示ししてご議論いただくという手順でもよろしゅうございますでしょうか。

【鳥越会長】 そうですね、そのほうがいいですね。目の前でばつと出されるよりは、事前に検討されたほうがいいと思うので。それはそのような手続でやりましょう。わかりました。

【事務局(吉村)】 では、会長から案文をちょうだいした段階で、私どもからまた各委員さん方に案文をお示しして、次回のご議論に続けていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

【鳥越会長】 はい。

【事務局（吉村）】 わかりました。

【鳥越会長】 ほかにご意見がなければ、第6回はこれにて終了とさせていただきます。
お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —